

令和7年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 15

支出年月日	区 分		
令和7年10月6日	調査研究費・研修費・ <u>広報広聴費</u> ・会議費 資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費		
支払先 総務部文書法制課長 野呂健尚			支払金額
			6,620円
摘要（品名）	数量	単価	金額
公文書の写し作成費（白黒）	662枚	10	6,620

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

No 003077

領 収 書				
市 町 丁目 番 号				
市議会 市民クラブ 工藤 篤 様				
年度	7	会計	一般	金額
款	諸収入	項	雑入	¥6,620- (10%対象 内消費税額 601円)
目	雑入	節	その他の雑入	
摘要	<input type="checkbox"/> 行政資料の写しの作成費用 <input checked="" type="checkbox"/> 公文書の写しの作成費用 <input type="checkbox"/> 市史年表編実費徴収金			取扱者印
上記金額を領収しました。				
令和 7年 10月 6日				
函館市現金出納員 総務部文書法制課長 野呂健尚				
登録番号 身63600000004010 				

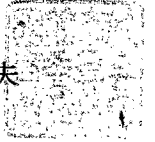
注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

公文書一部公開決定通知書

令和7年(2025年)10月1日

市議会 市民クラブ
工藤 篤 様

函館市教育委員会教育長 藤井 壽夫



令和7年9月17日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市教育委員会が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和7年10月6日 11時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内容	別紙のとおり
	理由	別紙のとおり
※時限性公開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問合せ先	生涯学習部管理課 0138-21-3536	

注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別紙

○ 公文書の名称

- 1 函館市北洋資料館および函館市芸術ホールの管理に関する本協定の締結について（通知）
- 2 令和6年度函館市北洋資料館・函館市芸術ホール管理業務に係る管理業務年次報告書の提出について
- 3 函館市公民館の管理に関する本協定の締結について（通知）
- 4 事業報告書の提出について（函館市公民館）
- 5 函館市文学館の管理に関する本協定の締結について（通知）
- 6 事業報告書の提出について（函館市文学館）
- 7 函館市民会館および函館アリーナの管理に関する本協定の締結について（通知）
- 8 事業報告書の提出について（函館市民会館および函館アリーナ）
- 9 千代台公園等の管理に関する一部変更協定書
- 10 千代台公園等の管理に係る事業報告の提出について
- 11 函館市民スケート場の管理に関する本協定の締結について（通知）
- 12 事業報告書の提出について（函館市民スケート場）
- 13 函館市北方民族資料館の管理に関する本協定の締結について（通知）
- 14 事業報告書の提出について（函館市北方民族資料館）

○ 公開しない部分の内容および理由

- 2 令和6年度函館市北洋資料館・函館市芸術ホール管理業務に係る管理業務年次報告書の提出について中
 - (1) 人件費支出内訳書（令和6年度）のうち、個人の所得が判明する記述および個人を特定し得る記述
 - (2) 個人の氏名
- 4 事業報告書の提出について（函館市公民館）中
 - (1) 人件費支出内訳書（令和6年度）のうち、個人の所得が判明する記述
 - (2) 監事の印影
 - (3) 理事後任候補者の生年月日および年齢
 - (4) 評議員後任候補者の生年月日および年齢
 - (5) 個人の氏名
- 6 事業報告書の提出について（函館市文学館）中
 - (1) 人件費支出内訳書（令和6年度）のうち、個人の所得が判明する記述
 - (2) 監事の印影
 - (3) 理事後任候補者の生年月日および年齢
 - (4) 評議員後任候補者の生年月日および年齢
 - (5) 個人の氏名
- 8 事業報告書の提出について（函館市民会館および函館アリーナ）中
 - (1) 人件費支出内訳書（令和6年度）のうち、個人の所得が判明する記述
 - (2) 監事の印影
 - (3) 理事後任候補者の生年月日および年齢
 - (4) 評議員後任候補者の生年月日および年齢
 - (5) 個人の氏名
- 10 千代台公園等の管理に係る事業報告の提出について中
 - (1) 管理責任者の氏名

- (2) 人件費支出内訳書(令和6年度)のうち、個人の所得が判明する記述
 - (3) 監事の印影
 - (4) 理事後任候補者の生年月日および年齢
 - (5) 評議員後任候補者の生年月日および年齢
 - (6) 個人の氏名
- 12 事業報告書の提出について(函館市民スケート場) 中
- (1) 場長の氏名
 - (2) 人件費支出内訳書(令和6年度)のうち、個人の所得が判明する記述
 - (3) 監事の印影
 - (4) 理事後任候補者の生年月日および年齢
 - (5) 評議員後任候補者の生年月日および年齢
 - (6) 個人の氏名
- 14 事業報告書の提出について(函館市北方民族資料館) 中
- (1) 人件費支出内訳書(令和6年度)のうち、個人の所得が判明する記述
 - (2) 監事の印影
 - (3) 理事後任候補者の生年月日および年齢
 - (4) 評議員後任候補者の生年月日および年齢
 - (5) 個人の氏名

個人の氏名、生年月日、年齢および所得が判明する記述については、特定個人のプライバシーに関する情報、社会的活動および経済的活動に関する情報で、公表されておらず、通常他人に知られたいと認められるものであることから、また、個人の印影については、特定の個人が識別されるものであって、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報であるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」に該当します。

- 1 函館市北洋資料館および函館市芸術ホールの管理に関する本協定の締結について(通知) 中
 - (1) 法人の印影
- 3 函館市公民館の管理に関する本協定の締結について(通知) 中
 - (1) 法人の印影
- 5 函館市文学館の管理に関する本協定の締結について(通知) 中
 - (1) 法人の印影
- 7 函館市民会館および函館アリーナの管理に関する本協定の締結について(通知) 中
 - (1) 法人の印影
- 9 千代台公園等の管理に関する一部変更協定書中
 - (1) 法人の印影
- 11 函館市民スケート場の管理に関する本協定の締結について(通知) 中
 - (1) 法人の印影
- 13 函館市北方民族資料館の管理に関する本協定の締結について(通知) 中
 - (1) 法人の印影

法人の印影については、重要な法的手続きにおいて使用される可能性があることを踏まえると、これを公開した場合、これを用いて文書の偽造がされることな

どにより、当該法人の権利または正当な利益が害される相当の蓋然性があるとい
うことができる情報であり、当該法人の事業運営上支障を来すおそれがあること
から、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報であつて、公開
することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地
位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

令和7年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 16

支出年月日	区 分		
令和7年10月8日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 株式会社三省堂書店 函館営業所川原店		支払金額	
		14,960円	
摘要（品名）	数量	単価	金額
ケアと編集	1冊	1,056	1,056
縄文 革命とナショナリズム	1冊	3,080	3,080
日本語はひとりでは生きていけない	1冊	2,970	2,970
10000人を60年間追跡調査してわかった健康 な人の小さな習慣	1冊	1,694	1,694
異常気象の未来予測	1冊	1,012	1,012
「新しい国民皆保険」構想	1冊	2,970	2,970
楽園の瑕	1冊	2,200	2,200
過疎ビジネス	1冊	1,100	1,100
路面電車の神様、広島から宇都宮へ 奇跡 がつかないだ14.6キロ	1冊	2,090	2,090
証言 小選挙区制は日本をどう変えたか	1冊	2,200	2,200
なぜ日本人は間違えたのか 真説・昭和100 年と戦後80年	1冊	990	990
(消費税10%、1,942円を含む)			21,362
但し、以下の4冊を自己負担とする			
異常気象の未来予測	1冊	1,012	1,012
楽園の瑕	1冊	2,200	2,200
証言 小選挙区制は日本をどう変えたか	1冊	2,200	2,200
なぜ日本人は間違えたのか 真説・昭和100 年と戦後80年	1冊	990	990
自己負担小計			6,402
差 引			14,960

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

領 収 書

No.

市民クラブ 様

〒041-0844
北海道函館市川原町4-18

2025年 10月 8日

株式会社 三省堂書店
函館営業所川原店
店長 木下 明美
tel 0138-30-2467 fax 0138-55-5310

合計金額 ¥21,362

(消費税を含みます) 登録番号:T7010001016830

書 名	出版社	数 量	単 価	金 額
ケアと編集	岩波書店	1	1,056	1,056
縄文 革命とナショナリズム	太田出版	1	3,080	3,080
日本語はひとりでは生きていけない	集英社インター ナショナル	1	2,970	2,970
10000人を60年間追跡調査してわかった健康な人の小さな習慣	ダイヤモンド社	1	1,694	1,694
異常気象の未来予測	ポプラ社	1	1,012	1,012
「新しい国民皆保険」構想	慶應義塾大学 出版会	1	2,970	2,970
楽園の瑕	小学館	1	2,200	2,200
過疎ビジネス	集英社	1	1,100	1,100
路面電車の神様、広島から宇都宮へ 奇跡 が見つないだ14.6キロ	JTBパブリッシング	1	2,090	2,090
証言 小選挙区制は日本をどう変えたか	岩波書店	1	2,200	2,200
なぜ日本人は間違えたのか 真説・昭和100 年と戦後80年	新潮社	1	990	990
税抜金額				19,420
消費税				1,942
10%対象				21,362内1,942
非課税対象				
合計		11		21,362

令和7年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 17

支出年月日	区 分		
令和7年10月24日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 株式会社三省堂書店 函館営業所川原店			支払金額
			5,769円
摘要（品名）	数量	単価	金額
戦場で笑う	1冊	2,310	2,310
「カチューシャ」とウクライナ戦争	1冊	2,200	2,200
ウクライナ戦争後の世界秩序	1冊	1,980	1,980
地域再生の失敗学	1冊	924	924
まちづくりの幻想 地域再生はなぜこれほど失敗するのか	1冊	990	990
竹中平蔵 市場と権力「改革」に憑かれた経済学者の肖像	1冊	990	990
700人の村がひとつのホテルに「地方創生」	1冊	1,375	1,375
ビジネス革命	1冊	2,480	2,480
体質変わらぬ国と自治体、このままでは地方創生は失敗する	1冊	2,480	2,480
(消費税10%、1,204円を含む)			13,249
但し、以下の4冊は自己負担とする			
戦場で笑う	1冊	2,310	2,310
「カチューシャ」とウクライナ戦争	1冊	2,200	2,200
ウクライナ戦争後の世界秩序	1冊	1,980	1,980
竹中平蔵 市場と権力「改革」に憑かれた経済学者の肖像	1冊	990	990
自己負担小計			7,480
差 引			5,769

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

参考様式第1号

令和7年度

政務活動費支出伝票 (一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号 18

支出年月日	区 分		
令和7年10月24日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 株式会社 サンテックス	支 払 金 額		
	3,979円		
摘要 (品名)	数量	単価	金額
PPC PEAPER High White A4 1箱 (5000枚 : 500枚×10冊)	1	3,618	3,618
消費税			361

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと (重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領 収 証

No 04854

市民クラブ 様

2025年10月24日

金額		百	十	万	千	百	十	円
				¥	3	9	7	9

但し コピー用紙代として

上記金額正に領収致しました

税率 税抜金額¥ 3,618
10% 消費税額¥ 361

税率 税抜金額¥
8% 消費税額¥

現金 ¥
小切手 ¥
銀行 振 込 ¥
相 殺 ¥
約 手 ¥
為 手 ¥

※領収責任者及び
取扱者印ないも
のは無効です

SUNTEX
株式会社 サンテックス
〒041-0844
函館市川原町7番5号
TEL (0138) 84-8200
登録番号 T5440001005263

収入
印 紙

取扱者印

令和7年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 19

支出年月日	区 分		
令和7年10月25日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 (株)近藤商会	支払金額		
	3,648円		
摘要 (品名)	数量	単価	金額
IR-ADVC3520FⅢ (9月分)			
4500			
基本料金			
カラーコピー 4500	84	17.60	1,478
ブラック 4500	836	2.20	1,839
消費税 10%			331

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

お取引明細

いつも、ご利用いただきありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
07-10-25								引出
								お取引金額 円
								消費税込 手数料 円
								お取引後元帳残高 円
								¥3,648 ¥330*****

ご案内

* お振込明細 *

020133

お振込先

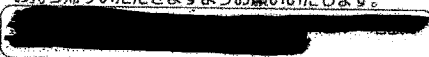


(カ)コントウシヨウカイ 様
ご依頼人 シミンクラブ クトウアツシ 様
TEL

14:54

印紙税申告納
付につき札幌中
税務署承認済

お取引明細はお客さまの大切な個人情報です。
お持ち帰りいただけますようお願いいたします。



■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面のご案内をあわせてご覧ください。

請 求 書

登録番号：T2440001000639

040-0036

Kond 株式会社 **近藤商会**

代表取締役社長 相川良典

函館市東雲町4-13.
函館市市議会市民クラブ

〒041-0824

函館市西桔梗町589番地(流通センター)

TEL:(0138)49-3311(代表)

FAX:(0138)49-3310

市民クラブ 様

取 引 銀 行

締切年月日	得意先コード
2025/09/20	

※インボイス制度開始に伴い、振込手数料はお客様ご負担でお願い申し上げます。

前のご請求額	ご入金額	差引繰越金額	当月税抜お買上額	消費税額	今のご請求額
0	0	0	3,317	331	3,648

売上日付	伝票No.	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額	消費税率
2025/09/05	A0000046694	IR-ADVC3520F III (9月分) 4500	枚			0	10%
2025/09/05	A0000046694	カラーコピー 4500	枚	84	17.60	1,478	10%
2025/09/05	A0000046694	ﾌﾟﾗｯｸ 4500 【函館市役所内7階】	枚	836	2.20	1,839	10%
【お買上額合計】						3,648	
内消費税額等 (課税対象額：)				3,317)		331	
10% 分 (3,317)		331	

毎度お引き立ていただき誠にありがとうございます。

上記の通りご請求申し上げますので、ご照合の上、お支払くださいますようお願い申し上げます。

【近藤商会からのお知らせ】

当社HPでは、オフィスツアーやバーチャルツアー、セミナー開催のご案内など、さまざまな情報を発信しております。
<https://www.kond.co.jp/>、もしくはQRコード読取から是非アクセスしてみてください。



令和7年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 20

支出年月日	区 分		
令和7年11月25日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 (有)パピエ吉田 吉田紙店			支払金額
			23,083円
摘要（品名）	数量	単価	金額
クリアホルダー A4 100入	1	2,060	2,060
スーパードッチ 2477A	2	1,370	2,740
" 2475A	2	1,250	2,500
" 2474A	2	1,230	2,460
ピットのみ	2	230	460
インデックス	2	156	310
ダブルクリップ	3	265	795
ポストイート ふせんハーフ	1	330	330
" 700RP	1	500	500
モノケシゴム	2	70	140
三菱鉛筆ハイユニ	6	150	900
ゼムクリップ	1	250	250
ダーマト赤	2	120	240
エプソンTAK-PB-L	1	3,300	3,300
" TAK-4CL	1	4,000	4,000
小 計			20,985
消費税	10%		2,098
合 計			23,083

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

領 収 書

市民クラブ

様

7年11月25日

¥23,083*

但 事務用品・文具代
上記正に領収いたしました

(有)パピエ吉田

吉 田 紙 店

〒040-0073 函館市宮前町23番13号

TEL0138-41-2310 FAX0138-41-8555

e-mail: [redacted]

税率10%

消費税 円

T6440002003629



納品書 7年11月25日 (有)パピエ吉田

吉田紙店

〒040-0073 函館市宮前町23番13号
TEL(0138)41-2310 FAX(0138)41-8555

市民クラブ様

登録番号 T6440002003629

下記のとおり納品いたしました

品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)
1 クリアポスター A4 100枚	1		2060	
2 スライドファイル 2477A	2	1370	2740	
3 " 2475A	2	1250	2500	
4 " 2474A	2	1230	2460	
5 ピットのり	2	230	460	
6 インディックス	2	155	310	
合計(税抜・税込)			10530	
税率	%	消費税額等		
税率	10 %	消費税額等		
消費税額等	1053	税込合計金額	11583	

コクヨ ウ-341

納品書 7年11月25日 (有)パピエ吉田

吉田紙店

〒040-0073 函館市宮前町23番13号
TEL(0138)41-2310 FAX(0138)41-8555

市民クラブ様

登録番号 T6440002003629

下記のとおり納品いたしました

品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)
1 タグバインダー	3	265	795	
2 ポスターホルダー	1		330	
3 " 700RP	1		500	
4 モリタジゴム	2	70	140	
5 三菱鉛筆 HB7	6	150	900	
合計(税抜・税込)			2665	
税率	%	消費税額等		
税率	10 %	消費税額等		
消費税額等	266	税込合計金額	2931	

コクヨ ウ-341

納品書 7年11月25日 (有)パピエ南田
 吉田紙店
 〒040-0073 函館市宮前町23番13号
 TEL(0138)41-2310 FAX(0138)41-8555
 登録番号 T6440002003629

下記のとおり納品いたしました

品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)
1 紙用リール	1		250	
2 紙用リール	2	120	240	
3				
4				
5				
6				
合計(税抜・税込)	税率	消費税額等	490	%
	税率	消費税額等		10%
消費税額等		69	税込合計金額	7539

コクヨ ウ-341

納品書 7年10月14日 (有)パピエ吉田
 吉田紙店
 〒040-0073 函館市宮前町23番13号
 TEL(0138)41-2310 FAX(0138)41-8555
 登録番号 T6440002003629

下記のとおり納品いたしました

品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)
1 T70Y-TAK-PB-L	1		3300	
2 T70Y-TAK-ACL	1		4000	
3				
4				
5 090-3774-9009				
6				
合計(税抜・税込)	税率	消費税額等	730	%
	税率	消費税額等		10%
消費税額等			税込合計金額	8030

コクヨ ウ-341

令和7年度

政務活動費支出伝票 (一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号 21

支出年月日	区 分		
令和7年12月11日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先・キャリアバンク株式会社	支払金額		
	1,200円		
摘要 (品名)	数量	単価	金額
全部事項証明書 (土地)	1部	600	600
全部事項証明書 (建物) (調査研究のため)	1部	600	600

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと (重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

お買い上げ証明書
市民クラブ様

金 1,200 円也

但し、印紙・切手代金として
上記のとおり売り払いしたことを証明します。

(印紙売捌き事業受託事業者)
函館地方法務局 本局内
キャリアバンク株式会社

証明
'25.12.11
キャリアバンク
株式会社

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成10年2月26日	不動産番号	4400000300152	
所在図番号	[余白]					
所在	函館市船見町 17番地4			[余白]		
家屋番号	125番4			[余白]		
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕		
事務所	煉瓦造瓦葺2階建	1階	424	33	不詳	
		2階	251	04		
[余白]	[余白]	[余白]			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日	
[余白]	煉瓦造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	1階	426	69	②年月日不詳変更	
		2階	250	66	③錯誤 〔令和3年3月19日〕	
表題部 (附属建物の表示)						
符号	①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	倉庫	煉瓦造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	177	12	[余白]	
1	倉庫	木・コンクリート ロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	1階 2階	426 195	60 83	②③昭和40年月日不詳変更、増築 〔令和3年3月19日〕 125番4の2に分割 〔令和3年3月22日〕

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和39年7月1日 第13096号	所有者 函館市 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日
2	所有権移転	令和3年3月29日 第5078号	原因 令和3年3月9日売買 所有者 名古屋市天白区井口一丁目601番地 株式会社 ソウリン
3	所有権移転請求権仮登記	令和3年3月29日 第5079号	原因 令和3年3月9日売買予約 権利者 函館市
	[余白]	[余白]	[余白]



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(函館地方法務局管轄)
令和7年12月11日
函館地方法務局

登記官

加藤 正 明

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K86072 (1/1)



表題部 (土地の表示)		調製	平成10年2月26日	不動産番号	4400000285934
地図番号	連-15-2-3・21- 3-4・21-4-4 連函I21-2-4・21- -4-4	筆界特定	[余白]		
所在	函館市船見町			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
125番4	畑	3732		[余白]	
17番4	[余白]	[余白]		①変更 〔昭和40年7月1日〕	
[余白]	宅地	3732	23	②③年月日不詳地目変更 〔昭和56年4月14日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日	
[余白]	[余白]	3735	22	③錯誤 ③17番4、17番7に分筆 〔令和2年9月7日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和56年6月12日 第15590号	原因 昭和56年6月11日交換 所有者 函館市 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日
2	所有権移転	令和3年3月29日 第5078号	原因 令和3年3月9日売買 所有者 名古屋市天白区井口一丁目601番地 株式会社ソヴリン
3	所有権移転請求権仮登記	令和3年3月29日 第5079号	原因 令和3年3月9日売買予約 権利者 函館市
	[余白]	[余白]	[余白]



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

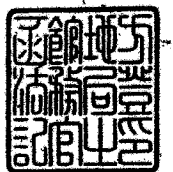
(函館地方務局管轄)
令和7年12月11日
函館地方務局

登記官

加藤 正 明

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K86071 (1/1)



表題部 (土地の表示)		調製	平成10年2月26日	不動産番号	4400000285934
地図番号	連-15-2-3・21- 3-4・21-4-4 連函121-2-4・21- -4-4	筆界特定	[余白]		
所在	函館市船見町			[余白]	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
125番4	畑	3732		[余白]	
17番4	[余白]	[余白]		①変更 〔昭和40年7月1日〕	
[余白]	宅地	3732 23		②③年月日不詳地目変更 〔昭和56年4月14日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日	
[余白]	[余白]	3735 22		③錯誤 ③17番4、17番7に分筆 〔令和2年9月7日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和56年6月12日 第15590号	原因 昭和56年6月11日交換 所有者 函館市 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日
2	所有権移転	令和3年3月29日 第5078号	原因 令和3年3月9日売買 所有者 名古屋市天白区井口一丁目601番地 株式会社 ソグリン
3	所有権移転請求権仮登記	令和3年3月29日 第5079号	原因 令和3年3月9日売買予約 権利者 函館市
	[余白]	[余白]	[余白]



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(函館地方法務局管轄)

令和7年12月11日

函館地方法務局

登記官

加藤 正 明

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K86071 (1 / 1)



表題部 (主である建物の表示)		調製	平成10年2月26日	不動産番号	4400000300152	
所在図番号	[余白]					
所在	函館市船見町 17番地4			[余白]		
家屋番号	125番4			[余白]		
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕		
事務所	煉瓦造瓦葺2階建	1階	424.33	2階	251.04	不詳
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日		
[余白]	煉瓦造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	1階	426.69	2階	250.66	②年月日不詳変更 ③錯誤 〔令和3年3月19日〕

表題部 (附属建物の表示)					
符号	①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
1	倉庫	煉瓦造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	177.12	[余白]	
1	倉庫	木・コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	1階 426.60 2階 195.83	②③昭和40年月日不詳変更、増築 〔令和3年3月19日〕 125番4の2に分割 〔令和3年3月22日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和39年7月1日 第13096号	所有者 函館市 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日
2	所有権移転	令和3年3月29日 第5078号	原因 令和3年3月9日売買 所有者 名古屋市天白区井口一丁目601番地 株式会社ソヴリン
3	所有権移転請求権仮登記	令和3年3月29日 第5079号	原因 令和3年3月9日売買予約 権利者 函館市
	[余白]	[余白]	[余白]



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(函館地方法務局管轄)
令和7年12月11日
函館地方法務局

登記官

加藤 正 明



- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K86072 (1 / 1)